脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業に係る審査基準

資料２―２

１　審査の方法

下記の審査基準に基づき審査委員会による採点を行い、採点合計の最も高い者を最優秀提案者及び次点者を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

なお、審査の結果、最優秀提案者の評価点が60点未満の場合は採択しないものとする。

２　審査基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審　査　項　目 | | 評　価　の　基　準 | 配点 |
| 環境改善効果  （脱炭素・プラスチック  ごみゼロ効果） | | ・環境改善効果（CO２削減効果等）は十分期待できるか。 | 30 |
| 技術 | 先進性 | ・市場に広く普及が進んでいない環境・エネルギー先進技術であるか。 | 15 |
| 実装可能性 | ・社会ニーズや導入費用等を勘案し、今後、府内に広く普及が見込める環境・エネルギー先進技術であるか。 | 15 |
| 普及 | 実施場所 | ・実施場所が府民・来阪者にアピールしやすい場所であって、環境・エネルギー先進技術の普及促進にふさわしい場所か。 | 10 |
| 周知啓発 | ・府民・来阪者に対して、環境・エネルギー先進技術やその環境改善効果を分かりすく効果的に伝えることができるような工夫がなされているか。 | 10 |
| 波及効果 | ・他の事業者に対して、環境・エネルギー先進技術の波及効果が十分期待できる周知方法・計画となっているか。 | 10 |
| 先進技術の普及促進効果の把握 | | ・府内の環境・エネルギー先進技術の普及促進効果や事業者へのＰＲ効果を的確に把握できる計画となっているか。 | 10 |
| 合計 | | | 100 |

３　評価の基準

それぞれの審査項目について、A～Eランクに評価し、別紙審査表に記入した採点の合計を提案の得点とする。

なお、中間点での採点も可能とする。